

## ヒルフェ通信(4月号) ❁そっと寄り添いやさしくサポート❁

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



### ◆東京都社会福祉協議会の関係機関連絡会議へ出席

年に一度行われる連絡会議に、齊藤副理事長と黒澤で参加いたしました。今年度のテーマは『触法の問題を抱える高齢者や障がい者への地域での支援を考える』でした。

初めに、東社協より、権利擁護事業における実績報告がありました。権利擁護事業は、認知症の症状や知的障がい、精神障がいによって、必要な福祉サービスを適切に利用することが難しい方が利用できる制度です。具体的には、福祉サービスや手続きに関する相談を基本サービスとし、オプションとして、日常的な金銭管理サービスや書類等保管サービスをつけることができます。但し、本人との契約によるサービスのため、本人が内容を理解できることが必要になります。

次に、東京都地域生活定着支援センターから、事業の概要について紹介がありました。高齢者又は障がいを抱えた方で、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者に対し、矯正施設等と連携・協働しつつ、入所中から退所後まで相談支援を実施することにより、社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする事業です。まず、対象者の福祉サービス等にかかるニーズの確認を行い、次に、受入先施設等のあっせん又は福祉サービス等の申請支援等を実施します。その後、受入施設等へのフォローアップや、本人等への相談支援を行い、最終的に、地域の福祉サービス主体へ引継ぐというものです。

参加した弁護士から、万引き(窃盗)や無銭飲食(詐欺)をしてしまう方の中に、一定程度、認知症高齢者や知的障がいを抱えた方がおり、再犯が多い、との発言がありました。こういった方々をどう支えていくのか。後見制度、権利擁護事業、地域生活定着促進事業等を利用し、地域で暮らしていけるよう、行政と関連団体で連携していきたいといった提言がなされました。

ヒルフェでは、触法行為をされた方々について、親族、市区町村、警察、病院をはじめ、民生委員や保護司等の地域住民と連携しながら、法人後見での受任について検討して参りたいと思います。(後見事業部 理事 黒澤聡子)



### ◆民事信託実務入門講座共催報告

東京都行政書士会の企画開発部、市民法務部、研修センター、市民相談センター及び本法人の共催で、平成30年11月21日(水)から平成31年3月2日(土)にかけて、全6回にわたり民事信託実務入門講座を開催致しました。

本講座は、第1回から第3回は中央大学教授の新井誠先生が講師となり信託法の基礎理論について詳細に解説して頂き、続いて第4回と第5回は元公証人の遠藤英嗣弁護士が特に民事信託契約の実務について、事例を基に丁寧にお話し頂き、理論と実務について基本的な事項を確認しました。

第6回は、第1回～第5回までの総復習として、グループワークを行い信託契約の必要性から事案の整理、スキームの構築、契約書の条項案の作成まで、具体的に意見交換を交えて基本的な事項を確認しました。

新井先生、遠藤先生の両先生からは、民事信託契約に関しては、信託法だけでなく様々な法的な知識が必要なこと、とりわけ成年後見制度(任意後見契約含む)を理解していること、また成年後見制度を補完するものとして適切に活用すべきであるというお話があり、本法人としても、成年後見制度と信託契約についての連動等を、しっかり研究しなければならないと実感致しました。

信託制度は、平成18年の法改正により非常に柔軟性のあるものとなり、現在、事業承継、遊休資産の活用、受益者連続信託、成年後見と連動した福祉型信託など、様々な事案での活用がなされています。しかし、実務において民事信託の活用を考えた場合、信託法の基礎理論の理解や信託業法との関係に留意することは当然ですが、契約書作成にあたっては、更に他士業者や金融機関との連携、後見制度との関係、契約締結後のケアなどに注意を払う必要があります。

以上のような注意点に配慮しつつ、高齢化・複雑化する社会の中で、相談者の意向に添う為の選択肢の一つとして信託制度を適切に活用して頂きたいと考えています。

### ◆定時総会の開催について

今年の定時総会は、平成31年6月24日(月)午前10時～を予定しております。詳細は後日お知らせいたします。

